

平成23年12月22日

第2346号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

告 示

- 生活保護法による介護機関の指定（543・福祉政策課）……………1
- 生活保護法による指定介護機関の変更（544・福祉政策課）……………2
- 救急病院の認定（545・医務薬事課）……………2
- 第五種共同漁業権遊漁規則の変更の認可（546・水産漁港課）……………2
- 秋田県田沢湖スキー場の利用料金の額の承認（547・観光課）……………3
- 建設業の許可の取り消し（548・鹿角地域振興局総務企画部）……………4

選挙管理委員会告示

- 政治団体の設立の届出（108）……………5
- 政治団体の届出事項に異動があった旨の届出（109）……………5
- 政治団体の解散の届出（110）……………5
- 政治団体の収支に関する報告書（111）……………5
- 政治団体の収支に関する報告書（112）……………7
- 政治団体の収支に関する報告書の修正について（113）……………7

告 示

秋田県告示第543号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第54条の2第1項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成23年12月22日

秋田県知事 佐竹 敬久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
あかつき訪問介護事業所	株式会社SB2企画	能代市能代町字中川原33-5	訪問介護、介護予防訪問介護	平成23年11月1日
厚生連鹿角訪問看護ステーション	秋田県厚生農業協同組合連合会	鹿角市花輪字向畑18番地	介護予防訪問看護	平成23年9月1日
オレンジ指定居宅介護支援事業所	株式会社オレンジケアサービス	横手市十文字町字海道下56-2	居宅介護支援事業	平成23年9月1日
すみれヘルパーセンター	有限会社さくらヘルパーセンター	仙北郡美郷町本堂城回字若林122番地2	訪問介護、介護予防訪問介護	平成23年11月1日
アースサポート由利本荘	アースサポート株式会社	由利本荘市八幡下75番地5	訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護	平成23年11月15日
ショートステイあいあい	株式会社サンシーロ	大館市東台二丁目6番43号	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	平成23年11月15日
ショートステイおいわけ	株式会社なりた	潟上市天王字追分西2-35	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	平成23年12月1日

にこにこりハビリデイサービス大曲るーむ	有限会社729	大仙市大曲福住町5-18	通所介護、介護予防通所介護	平成23年10月1日
訪問介護彩べえ	有限会社ケアサービスおちあい	能代市落合字上釜谷地185	訪問介護、介護予防訪問介護	平成23年12月1日
訪問看護ステーション彩べえ	有限会社ケアサービスおちあい	能代市落合字上釜谷地185	訪問看護、居宅療養管理指導、介護予防訪問看護、介護予防居宅療養管理指導	平成23年12月1日
デイサービス彩べえ	有限会社ケアサービスおちあい	能代市落合字上釜谷地185	通所介護、介護予防通所介護	平成23年12月1日
ケアプランセンター彩べえ	有限会社ケアサービスおちあい	能代市落合字上釜谷地185	居宅介護支援事業	平成23年12月1日

秋田県告示第544号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成23年12月22日

秋田県知事 佐竹 敬久

名 称	開設者氏名 又は名称	所 在 地	変 更 事 項		サービスの 種類	変更年月日
			変更前	変更後		
ひまり	株式会社横堀温泉紫雲閣	湯沢市横堀字小正寺16番地1	紫雲閣アイサービス倶楽部	ひまり	通所介護、介護予防通所介護	平成23年10月1日

秋田県告示第545号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の医療機関を救急病院に認定したので、同令第2条第1項の規定に基づき、告示する。

平成23年12月22日

秋田県知事 佐竹 敬久

名 称	所 在 地	認 定 の 有 効 期 限
大曲中通病院	大仙市大曲上栄町4番3号	平成26年9月26日

秋田県告示第546号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成23年12月22日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 粕毛漁業協同組合内共第22号第五種共同漁業権遊漁規則の変更

(1) 変更に係る遊漁規則の名称、漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

ア 変更に係る遊漁規則の名称

粕毛漁業協同組合内共第22号第五種共同漁業権遊漁規則

イ 漁業権者の名称及び住所

粕毛漁業協同組合

山本郡藤里町藤琴字大関添6番地1

ウ 漁業権の免許番号

内共第22号

(2) 変更の内容

禁止区域

変 更 後	変 更 前
藤琴川と米代川の合流点から上流高岩橋までの藤琴川本流区域	米代川合流点から上流2,000メートルの藤琴川
藤琴川及び粕毛川全域（網漁具）	頭首工から上流200メートルの藤琴川
	市川堰頭首工から下流50メートルの藤琴川
森林生態系保護地域（世界遺産地域核心地域及び緩衝地域）内の粕毛川本流及び支流並びにその他の水産資源保護のため組合が別に定めた区域	山本郡藤里町粕毛字鹿瀬内沢国有林1016、1017、1018、1019林班及び1020林班の林班区域境界から上流の森林生態系保護区域内の粕毛川本支流

(3) 変更後の遊漁規則の施行の日

平成24年1月1日

秋田県告示第547号

秋田県田沢湖スキー場条例（平成18年秋田県条例第77号）第11条第1項の規定により、次のとおり秋田県田沢湖スキー場の利用料金を承認したので、同条第3項の規定に基づき、告示する。

承認した秋田県田沢湖スキー場の使用に係る利用料金は、平成23年12月23日から適用する。

平成23年12月22日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県田沢湖スキー場

1 リフトの利用料金

区分	使用の単位	利用料金の額
1回券	大人	ペアリフト 400円
	60歳以上	400円
	中学生及び高校生	400円
	小学生	220円
1回券	大人	クワッドリフト 800円
	60歳以上	800円
	中学生及び高校生	800円
	小学生	440円
11回券	大人	全リフト共通 4,000円
	60歳以上	4,000円
	中学生及び高校生	4,000円
	小学生	2,200円
5時間券	大人	全リフト共通 3,200円
	60歳以上	2,300円
	中学生及び高校生	2,100円
1日券	大人	全リフト共通 3,800円
	60歳以上	2,800円
	中学生及び高校生	2,600円
	小学生	1,000円
ナイター券	大人	水沢リフト 1,500円
	60歳以上	1,500円

シーズン券	中学生及び高校生	全リフト共通	1,500円
	小学生		800円
	大人		63,000円
	60歳以上		47,250円
	70歳以上		14,700円
	中学生及び高校生		32,550円
	小学生		10,500円

2 会議室の利用料金

区分		使用の単位	利用料金の額
会議室	A・B	半日	3,000円
		1日	5,000円

備考

- この表において「半日」とは、営業の開始時間から正午まで又は正午から営業の終了時までをいう。
- この表において「1日」とは、営業の開始時刻から営業の終了時刻までをいう。

3 土地等の利用料金

区分		使用の単位		利用料金の額
土地及び 駐車場	対価を得る 場合	月単位で使用する場合	使用面積1平方メートル当たり1か月につき	900円
		時間単位で使用する場合	使用面積1平方メートル当たり1時間につき	30円
	対価を得ない 場合	月単位で使用する場合	使用面積1平方メートル当たり1か月につき	450円
		時間単位で使用する場合	使用面積1平方メートル当たり1時間につき	20円
建物	対価を得る 場合	月単位で使用する場合	使用面積1平方メートル当たり1か月につき	2,700円
		時間単位で使用する場合	使用面積1平方メートル当たり1時間につき	90円
	対価を得ない 場合	月単位で使用する場合	使用面積1平方メートル当たり1か月につき	1,350円
		時間単位で使用する場合	使用面積1平方メートル当たり1時間につき	50円

備考

- この表において「対価」とは、使用者がいずれの名義で得るかを問わず、物品等の販売の対価又は役務の提供の対価をいう。
- 使用者が対価を得ない場合で営業その他これに類する目的をもって土地又は建物若しくは駐車場を使用するときの使用料の額は、対価を得る場合の使用料の額とする。
- 使用面積が1平方メートル未満であるときは1平方メートルとし、使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは当該端数を1平方メートルとする。
- 月の中途から使用を開始するとき又は月の中途で使用を終了するときのその月の使用料の額は、日割りをもって計算するものとする。
- 使用時間が1時間未満であるときは1時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときは当該端数を1時間とする。

秋田県告示第548号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成23年12月22日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 処分をした年月日

平成23年12月14日

2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

山口建設

鹿角市八幡平字タタラ17番地

山口 寅雄

秋田県知事許可（般-19）第9579号

3 処分の内容

建築工事業に係る一般建設業許可の取り消し

4 処分の原因となった事実

平成23年12月14日付けで建築工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

選挙管理委員会告示

秋選管告示第108号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、平成23年10月1日から同月31日までの間に次の政治団体から設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成23年12月22日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

1 政党

イ 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党秋田県男鹿市第二支部	菅 原 広 二	吉 田 要 一	男鹿市脇本脇本字前野1-1	平成23年10月26日

秋選管告示第109号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定により、平成23年10月1日から同月31日までの間に次の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成23年12月22日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

1 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
		新	旧	
市民ネット「rebuild秋田」	主たる事務所の所在地	秋田市山王一丁目9-10	秋田市川元開和町3-2	平成23年10月14日
	代 表 者	佐 賀 正 美	上 田 良 司	
	会 計 責 任 者	上 田 良 司	佐 賀 正 美	
工藤卓美後援会	代 表 者	工 藤 毅	工 藤 惣 蔵	平成23年10月18日
	会 計 責 任 者	工 藤 毅	工 藤 惣 蔵	

秋選管告示第110号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、平成23年10月1日から同月31日までの間に次の政治団体から解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、告示する。

平成23年12月22日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

1 政党

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日	届出年月日
自由民主党秋田県衆議院支部	二 田 孝 治	平成23年10月7日	平成23年10月20日

2 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日	届出年月日
鶴田ゆきひろ後援会	安 田 正	平成23年10月5日	平成23年10月5日

秋選管告示第111号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を公表する。

平成23年12月22日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

I 種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書

II 報告書の要旨

1 収入及び支出のある団体

(1) 政党

政治団体の名称 自由民主党秋田県衆議院支部（平成23年分）

報告年月日 平成23年10月20日

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

二田 孝治 衆議院議員

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額	90,001円
前年からの繰越額	0円
本年の収入額	90,001円
(イ) 支出総額	90,001円

イ 収入・支出の内訳

(ア) 収入の内訳		
寄附	90,000円	
法人その他の団体からの寄附	90,000円	
その他の収入	1円	
合 計	90,001円	

[寄附の内訳]

法人その他の団体からの寄附

(株)ケーエスダクト工業 90,000円 井川町

(イ) 支出の内訳

経常経費	28,001円
備品・消耗品費	13,871円
事務所費	14,130円
政治活動費	62,000円
組織活動費	62,000円
合 計	90,001円

(2) その他の政治団体

政治団体の名称 鶴田ゆきひろ後援会（平成23年分）

報告年月日 平成23年10月5日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額	600,380円
前年からの繰越額	19,578円
本年の収入額	580,802円
(イ) 支出総額	600,380円

イ 収入・支出の内訳

(ア) 収入の内訳		
寄附	580,800円	
個人からの寄附	580,800円	
その他の収入	2円	
合 計	580,802円	

[寄附の内訳]

個人からの寄附

安田 正 580,800円 秋田市

(イ) 支出の内訳

政治活動費	600,380円
寄附・交付金	19,580円

その他の経費	580,800円
合 計	<u>600,380円</u>

秋選管告示第112号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を公表する。

平成23年12月22日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

I 種類 平成23年10月31日まで提出された政治資金規正法第12条第1項の規定による報告書

II 報告書の要旨（平成22年分）

1 収入及び支出のある団体

(1) その他の政治団体

政治団体の名称 人見たかし後援会

報告年月日 平成23年9月14日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額 2,151円

前年からの繰越額 2,151円

本年の収入額 0円

(イ) 支出総額 2,151円

イ 収入・支出の内訳

(ア) 支出の内訳

経常経費 2,151円

備品・消耗品費 2,151円

合 計 2,151円

秋選管告示第113号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、修正の報告があったので、報告書の要旨を次のとおり修正し、公表する。

平成23年12月22日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

平成23年秋選管告示第103号

報告書の要旨（平成22年分）

1. 政党 民主党秋田県参議院選挙区第1総支部欄中

17,861,834	11,440,057	6,457,484	6,421,777	632,000	500				0	3,000	10,000,000	769,350	11,404,350	2,345,236
------------	------------	-----------	-----------	---------	-----	--	--	--	---	-------	------------	---------	------------	-----------

144,810	4,423,343	1,914,772	8,828,161	209,910		1,244,524	1,157,462					2,611,896	11,440,057	
---------	-----------	-----------	-----------	---------	--	-----------	-----------	--	--	--	--	-----------	------------	--

18,861,834	11,440,057	6,457,484	7,421,777	632,000	500				0	3,000	11,000,000	769,350	12,404,350	2,345,236
------------	------------	-----------	-----------	---------	-----	--	--	--	---	-------	------------	---------	------------	-----------

144,810	4,423,343	1,914,772	8,828,161	209,910		1,244,524	1,157,462					2,611,896	11,440,057	
---------	-----------	-----------	-----------	---------	--	-----------	-----------	--	--	--	--	-----------	------------	--

(1) 政党 エ本部又は支部から供与された交付金に係る収入の内訳 民主党秋田県参議院選挙区第1総支部欄中

民主党本部	10,000,000	を
-------	------------	---

民主党本部	10,000,000	に改める。
民主党秋田県総支部連合会	1,000,000	

┌──────────┴──────────┐

発 行 者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印 刷 所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印 刷 者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号